

小田原史談

第94号

発行所 小田原史談会
小田原市南町3の21

鎌倉期の線刻五輪塔の

碑石発見

中野 敬次郎

去る九月三日、小田原市教育委員会から電話があった。小田原市城山四ノ二三八番橋平氏宅（小田原医院）に古碑石があると通知があったから調査をしてくれとの依頼をうけたので、同家に行ってみた。碑は二基の線刻五輪塔で、玄関先の庭の一角に鄭重に据えられてあった。

同家の新築の時に発見されたものであるらしいからすでに知っている人もあるかも知れないが、同家から発表されたのは今回初めてであるので、私には初見であった。

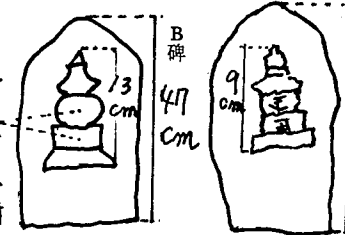
の五輪塔が刻されており、他の一基（B碑と呼ぶ）は石の高さ四十七センチの表面に高さ十三センチの五輪をきざんでいる。

二、隣接地の居神社社殿の横にある古碑群（小田原市重要文化財指定）の中にある二基の線刻五輪塔と素材の石質、形状、大きさが殆んど似通っており、五輪の線刻状況も相似しているの

もに一環のものとして見ても思われる。

三、時代は居神社古碑群のものと同じく鎌倉期のものと思われるが、居神社社のもは線刻技術がすぐれており、線もなだらかであるが、新発見のものは、技術が拙劣で、線が堅く原始的である。

A碑は五輪が碑面の中央より上にあつて、位置どりが下手で線刻も極めて下手である。



線の流れもやゝよいが、A B碑ともに居神社社のものより古いと思われる。さて、このような古い碑石がこのような地点から何故に発見されるのであるかと言え、この地点は居神社に接した東隣りの地で同社の別庭庭松寺の故地である。

庭松寺は幕末まで存在した寺院で、天保の末年にできた「新編相模風土記稿」の中の小田原宿山角町の条に、別当庭松寺。曹洞宗、板橋村香林寺末、居神山ト号ス。開山明庵文総。本寺四世ナリ。弘治三年正月二十七日卒ス。

とあつて、幕末まで存在した居神社の別当寺であったが、明治維新の神仏分離の令によつて廃寺となつたものであつた。

「風土記」の記事をみると、この庭松寺の建立は北条時代の初め天文、弘治の頃（四百五十年前）の如く記されてその以前が不明であるが、恐らくも貞正寺という古寺があつて（真言宗か浄土宗）、北条時代になつて庭松寺と改宗、再興されたものと察せられる。貞正寺の名は現に居神社の古い石鳥居に記刻されて残っている。

あつた貞正寺境内にあつた墓碑が発見されたものでないかとも思われる。なお、西隣の居神社にはすでに鎌倉時代の古碑が六基（昔は七基であつたのが一基亡われた）が発見されて、すでに「居神社古碑群」として小田原市文化財として指定されておるが、前記したように、その中の二碑が線刻五輪塔碑であつて、今回新発見のA碑、B碑と殆んど同じ型式のものであるので、これらを一環のものとして考える

酒匂川の徒渉制

酒匂川の徒渉制

宇佐美 ミサ子

はじめに

江戸時代の交通政策は五街道や脇街道の整備をし、一里塚を設けるなど交通の発達を促したが、反面必ずしも旅行者の利便を計つたとは言ひ難い。往来を阻む関所の設置や河川の架橋禁止などによつて、障害が多く難儀であつた。そこで小橋では酒匂川を例に河川架橋禁止がどのような影響をもたらしたか、江戸時代の徒渉制について概略して

とき、この古碑群は個人の墓石ではなく、念仏信仰衆によつて古道の側に建てられた念仏供養碑群であると考えられるので、新発見の二碑もその一つでなかるうかとも考えられる。

何れにしても、鎌倉期の線刻の五輪塔も浮彫五輪塔も関東に類例の少ないものであるから、珍らしい貴重な発見と言つてよいであろう。

見たい。なお、小橋は史談会での講演要旨を補正したものであることをお断りしておくまた小橋の前提となる拙稿①があるので参照されたい

酒匂川は足柄平野を流れる河川で、その根源は駿州富士山麓に発している。水流は曲折の急流で自然災害による洪水、氾濫は領内の農民を苦境に立たせ水災の防禦に終始悩まされた。江

戸時代を通しての渡過方法は徒渉であり架橋が禁止されてきた。(但し十月五日から三月五日までの濁水期には架橋された)。

徒渉というのは徒歩による川越の方法である。東海道では酒匂川、興津川、安倍川、大井川が徒渉であった。六郷川、馬入川、富士川、天竜川、今切渡、桑名七里渡はいずれも渡船である。酒匂川も後北条時代に渡船であった。つぎの史料からそれがうかがえる。

男之内当郷ニ可残者八七
十より上は極老定使、十五
より内之わらわへ陣夫、此
外者悉可立事、伝馬衆十三
人河越舟方四人可残置事
(傍点筆者)

渡船から徒渉に移行した時期については明確でないが、宝永四(一七〇七)年の富士山の大噴火による降灰で川瀬の埋没が、渡船不能を決定的にしたものと推察できる。

すでに酒匂川の場合、渡船と徒渉の併立という方法で越えを実施していた。すなわち、急流曲折の酒匂川が変化し、「船入不申候節ハ歩行越も間々仕候」ということであったがこの天災を契機として渡船から徒渉制に全面的に移行したのである。

徒渉越立業務の運営は川役人より成り、内訳は、取締二名、川名主、組頭、川頭、岡居役、小頭で、人足は三一九人用意されていた。但し、日々二〇人が川会所に常置され越立の業務を果した。大通行の場合のみ三一九人全員、その役割を果たすことになっている。しかし交通量の増大に伴って右の常置人足では支障をきたし、近在の各村に助勢を依頼していることがつぎの史料で明らかである。

御勘定所印
高松与三右衛門殿
小野甚太夫殿
藤井惣左衛門殿
町田大右衛門殿
この史料は寛永六(一六二九)年に出示されたものである。酒匂村、網一色村、山王原村は、酒匂川徒渉課役を請負うことによつて左記の如く諸役が免除されている。

「此儀橋架美濃守様御代郡奉行柳庄兵衛様より高千石と被仰付」ということで万治以降、酒匂村五〇〇石

網一色村二五〇石、山王村が、以前、小田原藩主稲葉美濃守が京都所司代時代に輩下であったことを理由に無賃越立をしたので人足へは村方支出によつて賃金を賄っているという窮状を訴えたものや、尾張藩七里衆の横暴に難渋していることなどが目撃されている。その反動もあつてか、一般庶民の川越しに際しては人足の行為は賃金を規定以上にむさぼるとか、水の深淺のあいまいなことをいいことに強いて深みに入り、礼金を要求するなどその行為はさまざまであつた。このようにな川越し人足の不法行為に道中奉行は正徳元(一七一一年)に、左記に示す触書を下達している。

定
一、川越之者入時は問屋より番之者之若於相背改むべき事
一、洪水之節水のふかさに志多かひその時々問屋方に而川越錢を定むべし
一、みたりにいひかけおほく取へからざる事
一、当町の外他所より出稼川越のものも問屋定むる所の外、銭おほく取へからざる事
右之条々可相守若於相背者可被行罪科者也
正徳元年五月 日 奉行

網一色村二五〇石、山王村が、以前、小田原藩主稲葉美濃守が京都所司代時代に輩下であったことを理由に無賃越立をしたので人足へは村方支出によつて賃金を賄っているという窮状を訴えたものや、尾張藩七里衆の横暴に難渋していることなどが目撃されている。その反動もあつてか、一般庶民の川越しに際しては人足の行為は賃金を規定以上にむさぼるとか、水の深淺のあいまいなことをいいことに強いて深みに入り、礼金を要求するなどその行為はさまざまであつた。このようにな川越し人足の不法行為に道中奉行は正徳元(一七一一年)に、左記に示す触書を下達している。

一、往來の旅人に対し川越之者かさつ成事すへからす無礼惡口等之事あるへからす、たとひ輕き旅人たりといふとも、大切に思ひあやまちなき様に念を入へべき事

一、川越札吟味する所より札を取川越すへし、旅人と相對にて賃錢取へからす并、旅人をいひかすめ礼錢の外一切取ましき事
一、旅人いかに頼むといふ共、御法度之腸道へまわるへからざる事
一、川越之事暮六ツ時以後手引にてもすへからす、若急の族人断ありて、夜中に通るにおいては川越肝煎にて吟味の上のかさ帯通りより上之時は手引式人帯通りより下之時は老人にて渡すへき事
(以下略)
右条々可相守之若於相背は可被行罪科者也
正徳元年五月 日

一、往來の旅人に対し川越之者かさつ成事すへからす無礼惡口等之事あるへからす、たとひ輕き旅人たりといふとも、大切に思ひあやまちなき様に念を入へべき事

には苦慮している。異国人の参府の主なるものは、朝鮮信使、琉球使節、オランダのカビタン一行である。異国人の参府はわが国に独自の文化を傳播し、文化の向上を促がした。また貢物の献上は国威を示すものとして、国家の盛事で慶賀すべきものであつたと言われる。したがって、異国人の参府に際しては、船橋を架けさせた。特に朝鮮人の一行は、最低三〇〇人、平均四〇〇米人という大行列であつた。それゆゑ、酒匂川の川越しには豆州より役船を出し船橋を架した。この船橋は川幅五町二十間の全幅に浮べ、大綱やカスガイなどで結びつける。船橋架設の大工事は三カ村の川越人足が請負い、街道の道普請、清掃は近在各村の課役負担となつてゐる。

「民間省要」によれば、「凡道中一泊の御入用、諸普請、道橋舟川、船橋渡諸道具、食物菓子酒諸色、惣じて諸役人の入用に至迄所々よりあらまし考えて、凡二、三万両余入レ所有之よしのことなれば」とあることから、異国人の行列には多額の費用が嵩んでいたことがわかる。

徒渉の方法には手引渡、目こぼし渡、肩車渡、鞆台渡などがある。手引渡とは

川越人足が族人の手を引いて渡すものであり、肩車渡は、人足の肩に乗り、両足を支えられて渡る。目こぼし渡は路銀のないものが、人足の手引きなしに渡るもの。このことを言う。一般庶民は手引き渡しが多かったが目こぼし渡しも若干見られ自ら川を渡るので溺死することがあった。川留になること川越の機能は停止する。しかし、川留による影響は多大であった。川留によつてまず被害をこうむるのは族人である。酒匂川はたびたび水災により、増水出水の被害を受け、越立の機能は全くまひ状態となり最低五日から、中には一カ月に及ぶ川留をすることがあった。

「五月雨や 酒匂で くさる 初なすび」
この句は基角の詠んだものだが五月の霖雨期における族人の長期逗留状態を端的に表現しているものとして、興味深い。また。
「雨などに逢ふて逗留すれば、一と所に五日も十日も留められて、凡そ川々の為に路銀皆遣切て難儀する事のみ多し」と、『民間省要』はその状況を記している。

川留による三ヶ村の人足への影響はどうだろうか。まず左に史料を示そう。

表(一) 川越賃銭の変遷

| | 寛文9年 | 正徳元年 | 文政元年 | 安政4年 |
|----|-----------|-----------|------|------|
| 平水 | 35文 40 | 35文 40 | 46文 | 46文 |
| 増水 | 48文 60 | 48文 60 | 62文 | 62文 |
| 浅水 | 10文 17 | 10文 17 | | |

註下段は商人越立賃銭

史料「川越賃銭之事」より作成

酒匂村ニ而、川支之節御断申上兼無余儀御宿引受難波之事。
此儀大磯宿より道法三里半有之候処、変川俄水ニ而川支等ニ相成候処、御武家様方追々、当村へ御詰被成御族宿被仰付候処右之内御用家之分ハ、無廻御受奉上候処、木銭米代のみ而足し銭多分ニ相成難波仕候、御武家様之儀へ農家之儀ニ付何分御宿差支へ申候間、大磯宿へ御立戻り被下様申上候得者、御開濟無之、無廻御受申候処、農家之儀ニ付万端行届不申故、御察當ヲ請候儀も出来、右ニ付村役人ヲ始心配仕候処、多分之手数相懸り難波罷在候、仍而足銭等茂無余儀手当仕候事と、公用の族宿を引受け

武士の逗留の世話をするという負担を負っているのである。逗留費用、諸雑費はすべて村費用である。他に「御公儀様御張ヲ始、御状箱類御逗留」「馬附越難〇之為」の越浪など、酒匂村にかかる諸負担の増嵩は過重であった。又、川留になると名主宅が本陣同様の役割を果たす。大名、幕吏の宿泊に際し、門、玄関、床等の整備をし、障子、ふすまの張り替えなどを命じられ、それにかかる経済的負担は三か村の収入となつて

表(二) 子算配分書内訳

| 収入の部 | 項目 | 文政2年 ~4年 | 文政5年 ~6年 | 文政7年 | |
|------|------------|-------------|-------------|------|----------------|
| | 三割増刈銭 | | 300両 | 300両 | 300両 |
| 支出の部 | 御上様御上納之分 | 40両 | 70両 | 70両 | |
| | 越立人足給金 | 10 | 10 | 10 | |
| | 営繕費その他、諸入用 | 90 | 90 | 90 | |
| | 新築費 | 50 | 30 | 40 | 火災類焼 一軒分10両 |
| | 借財返金及利息 | 110 | 100 | 60 | |
| | 雑 | | | 30 | |
| | | | | | |

註「三割増手段規定帳」より作成

苦境にたたせられたことは言うまでもない。
三
酒匂川越賃銭を示す史料の初見は、寛文九(一六六九)年である。それによると左のようになつてゐる。協通り以下川越老人ニ付 賃銭四拾八文
同断 商人越立之分 賃銭六拾六文
帯通り以下川越老人ニ付 賃銭三拾五文
同断 商人越立之分 賃銭四拾六文
協通り以下川越老人ニ付 賃銭四拾六文
同断 賃銭四拾六文
協通り以下川越老人ニ付 賃銭四拾六文

同断 賃銭拾六文
同断 商人荷物越立之分 賃銭拾七文
ところが宝永四(一七〇七)年の富士山の噴火による降灰で領内は大災害を被り、一時天領支配となつた酒匂川は降灰により埋没、川瀬が変化し越立困難となり、川越賃銭は二本建に改正された。すなわち、股切下、三拾五文、股切り上、四拾八文である。
この場合の股切り下といふのは、帯通り以下のこと

難波ニ付此段御差止メ被成股切以下ニ賃銭三拾五文ニ御上納ケになつたのである。股切り上は協通り以下帯通り上のことであろう。川越賃銭は正徳元(一七一)年に再編成され、寛文九(一六六九)年稲葉時代に決定を見た賃銭がそのまま移行されている。正徳元年の賃銭が所謂元賃銭と言われるものである。正徳元年の元賃銭は長期にわたり維持され、百年以上も据置かれた。文化十八(一八一三)年に、三か村は賃銭の割増を奉行所に願ひ出たが許可されなかつた。五年後の文政元(一八一八)年に向う五か年の年限を切つて別表(一)に示す如く、元賃銭の三割増が許可された。
さて、この三割増についての予算配分はどうなつてゐるのだろうか。配分方法については別表(二)に示す如くである。
文政七(一八二四)年をもつて借入金が皆済となることを示している。文政八(一八二五)年に降について、どのようになつてゐるのであろうか。表(二)で示す限り文政七年で借金返済は可能であるとしてゐるが、文政八年に至り、三か村の名主はつぎのような文意の嘆願書を提出した。
「文政元年より、川越賃

を三割増にしていた。近頃往來が減じ、始めの見込みと相違し、そのため返済金も皆済になりかね、焼失家屋の新築も思うにまかせず困っておりです。今年(文政八年)より三年間、一割は人足へ、一割は諸雑費へ、さらに一割のうち三分は上納金とし、残りの七分は一割二分の利息で御役所で廻し金にしてください、年々その利息を渡して下さい。もともと村々がとくに困ったときは元利ともお渡しください。追々家も建揃います。どうか慈悲をもちてご許可くださるようには。」

右の嘆願書に対する代官所よりの回答は不明である。三割増は三か村の赤字財政の緩和をねらったものであろうが、むしろ逆効果であった。三割増賃銭以来、旅人の越立場からの渡過は減じ上手廻り通過が増加した。旅人の上手廻り通過は三か村にとっては大きな打撃であった。川越賃銭の列○の一部が村の唯一の収入源であったとなると、旅人の上手廻りは三か村にとっては深刻な問題である。

嘉永四(一八五二)年、奉行所に対し旅行者の上手廻り通行禁止を請う願書が提出された。これに対し奉行所から制示杭を建て勝

手に上流を歩行越する旅人を厳しく取りしめるよう通告が出されている。三か村は早速、上手廻り禁止の高札を飯屋・多古両村渡場へ設置した。

東海道に沿い酒匂川をはさんで東に酒匂村、西に網一色、山王原と並ぶこの三か村は、小田原宿と同様、近世の宿駅維持に大きな機能を果たした。江戸幕府の交通政策にもとづくこの徒渉による川越役は、宿駅近在農村に課せられた助郷役と同様、大きな負担であった。

四 以上、酒匂川の徒渉制について概略したが、江戸時代における河川の徒渉はいかなる理由によるものであったのか。従来の研究状況を整理しつつ江戸幕府の交通政策に焦点をあててまとめにかえていきたい。これについては、九州大の丸山雍成氏が詳細にわたり研究史を整理されているので丸山氏の諸説に依拠して述べて見ることにする。まず丸山氏は大井川徒渉制の問題を中心に諸家の見解を①②③④に三大別されている。それによると

①軍事的、政治的目的によるとする見解。
②経済的事由ならびに地形、地質条件に対する技術

的な問題を考慮する見解。
③は①②の二説を並列的に取りあげた見解に類別され、先学諸家の論旨を年次的に、具体的に紹介されている。丸山氏は従来の研究が「注目すべき見解」であるとしながらも研究方法上若干の問題点があるとし、次のような諸点を指摘された。すなわち「交通上の問題が幕藩制支配体制との関連で取り扱われていない」「近世関所と徒渉制、渡船制との関係が明確にされていない」と、いうことである。前者は「戦国時代の軍事機能に重点をおいた交通制度を、池戸幕府がそのまま継承発展させたものである」と、戦国時代と基本的には何ら変っていない点。後者は阻害要因としての関所、徒渉、渡船が「密接不可分のものである」ということ。つまり三者が阻害要因として「密接不可分」で有機的関連を持つもの、まったく無関係に取り扱われていること。

以上のような論点から、従来の論争が一義的で、近世の幕藩制支配構造の中で幕府の交通政策が究明されていないことが問題点として、指摘されている。

近世における河川交通の研究については、いずれも商品流通、物資輸送をメー

ン・テーマとしたものが主流を占め、丸山氏が指摘された諸点についてはいまだ統一した見解を見い出すことができない。指摘された点でとくに徒渉制の問題が幕藩体制支配の一環としての政治的課題として把握されるのが今後の中心的課題となるであろうという点で、今後私も徒渉制の問題の究明を進めていきたいと思う。以上難ばくなく小論であるが、紙数の関係で後日の研究に委ねたい。(了)

註

①「さかわ」郷土研究資料第四集
酒匂中学校郷土研究部発行

②「公研かながわ」第五十一号
神奈川県公務研修所発行

③「日本交通史概要」大島延二郎著
吉川弘文館発行

④「民間省要」田中丘陽著
日本経済叢書

⑤「日本の路」新城常三著
至文堂発行

⑥④と同書

⑦「近世の渡場に関する若干の問題」丸山雍成氏『日本近世史の地方的展開』豊田武教授還暦記念会編、吉川弘文

館発行
小稿で使用した史料は左記に記すものである。
(順不同)

- 1 往古船渡相止歩行越三相成候根元之事
- 2 加勢川越根元古書之事
- 3 御高札面写之事
- 4 川越賃銭、三割増賃銭手段規定覚
- 5 朝鮮人來朝之節酒匂川船橋之事
- 6 御朱印御証文之外へ賃銭可請取越之事
- 7 酒匂川無賃御越立物之事
- 8 尾州様、紀州様、京大阪御番組中、越立之事
- 9 馬附越ニ付難渡之事
- 10 名主、門、文閨ヲ附候
- 11 文化二年宿々御触書
- 12 酒匂川上手廻道御差畜之事
- 13 酒匂川免除高之事

※「酒匂川旧記」より抜粋

観音めぐり
諏訪部 ヒロ子

長谷 寺
ありがたや観音の御像豊けくて
九米の金箔まぶくむ

安養 院
ささやかに政子の墓はしずまりぬ
頼朝とふらいし安養院の庭

岩殿 寺
石きざはくぼみて百余段岩殿寺
今や水仙と梅見る頃なる

杉本 寺
古きこと鎌倉一の藁葺屋根
札所一番歌歌碑並ぶ

弘明 寺
なた彫の組朴みせたり十一面
観音像は弘明寺聖天